

営業時間短縮要請の対象外施設一覧

営業時間短縮要請の対象外		
種類	施設	措置等の内容
生活必需物資 販売施設等	靴屋	・入場整理等の働きかけ ・業種別ガイドラインの厳守等 ・感染防止対策の徹底 ※国家資格有資格者が治療等を行うものに限る。
	衣料品店	
	雑貨屋	
	文房具屋	
	酒屋	
	食料品店	
	薬局	
	寝具店	
	ベビー用品店	
	化粧品店	
	眼鏡店	
	コンタクトレンズ販売店	
	医療機関、あんま・鍼灸・柔道整復施術所（※）	
動物病院		
その他の施設 等 (生活必需物資 等に準じる)	郵便局	・入場整理等の働きかけ ・業種別ガイドラインの厳守等 ・感染防止対策の徹底
	メディア	
	不動産業者	
	ペットホテル	
	ブライダルショップ	
	販売店	
	ランドリー店	
	理髪店	
	美容室	
	貸衣装屋	
	携帯ショップ	
	パソコンショップ	
	保険代理店	